The Israeli Independence War and the United States

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2017-10-03
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者:
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/6622

スラエ ル独立戦争と米国

鹿

島

正

裕

序

与という観点からは、この第一次戦争から説き起こさなければ第二次戦争以降についても十分説明しえないこと らに最近、 きたので、この際両国関係をエジプト・イスラエル講和(一九七九年)まで辿ってみることにしたのである。 が一つのきっかけであったが、筆者はもともとエジプト現代史を研究しつつ、米国の外交政策にも注意を払って れは、東京大学出版会の企画した『講座 がますます明らかになったので、この機会に第一次戦争についてまとめておくことにした。このあと、予定通り あってこれまであまり研究していなかったので、「泥縄式」に調べてみた。その結果、中東戦争に対する米国の関 り返っておくこともなにほどか意義があろうか。 第四次戦争後エジプト・イスラエル講和までを研究して、全体を一書にまとめたいと思っている。かような次第 の概要を書くよう求められた。第一次中東戦争に関しては、米国とエジプトの直接的交渉が乏しかったことも 筆者は、 本稿は独立論文としてははなはだ不十分なものであるが、イスラエル建国五十周年の本年に建国の事情を振 日本国際問題研究所の企画した『中東和平の総合的研究』(一九九八年)に、第一次―第四次中東戦争 一九九四年以来、第二次-第四次中東戦争に関連する米国・エジプト関係の変遷を研究してきた。そ 世界歴史』の一巻に、第二次中東戦争について書くよう求められたの(~)

にとどめたい。 国がいかに関与したかに焦点をあてつつ略述する。米国がいかにイスラエル建国を助けたかという観点からは、 大石悠二氏の近著『冷戦下の中東紛争』等である程度すでに明らかにされているので、ここでは背景説明とする 右の国連総会決議に至る過程がその後の展開過程に劣らず重要なのであるが、それについては我が国においても 四七年十一月に国連総会がパレスチナ分割決議を採択した直後から、ユダヤ人とアラブ人の間で軍事衝突が始 決着がついて四九年四月前後にイスラエルとアラブ諸国間に休戦協定が結ばれるまでの事態の推移を、そこに米 まっていたのである。したがって本稿ではこの四七年十一月から四八年五月までと、その後軍事的対決に一応の して、周辺アラブ諸国が軍事干渉を行ったことで始まったと一般には思われているようだ。しかし、実際には、 さて、第一次中東戦争、またはイスラエル独立戦争は、一九四八年五月にイスラエルが建国宣言をしたのに対

一、 国連総会決議からイスラエル建国まで

(1) 国連総会決議に至る背景

中で「陛下の政府はユダヤの民のために民族的故地(a national home)をパレスチナに樹立するのに賛同し、こ の目的の実現を助けるために最善を尽くす」ことを約束したものである。これは、英国のシオニスト運動家で、 合団体会長で国際的金融資本家のロスチャイルド卿(Lord Lionel Walter Rothschild)宛てに書簡を発し、その 欠だったと言うべきだろう。バルフォア宣言は、よく知られているように、第一次世界大戦中の一九一七年十一 のとして、バルフォア宣言以来の英国とナチス・ドイツ、そして米国のトルーマン政権の三つが、 そもそも、イスラエル建国を実現したのはもちろんユダヤ人のシオニズム運動であるが、その成功を助けたも(ギ 英国のロイド=ジョージ内閣が、外相バルフォア卿(Lord Arthur Balfour)の名前で、英国シオニスト連 いずれも不可

たのだが、閣内に反対意見もあり、 欧米のユダヤ系財界人達や世論をして英米の戦争努力を支持させるのに不可欠な行為として求めたものが実現. のちにイスラエルの初代大統領になるワイツマン 次の一節が付加されていた―― (Chaim Weizmann) が、 熱心に英国の政治家達に働

びに政治的地位を侵害する恐れのあることは一切してはならない。」 体の公民的・宗教的諸権利を侵害し、あるいは他のいかなる国においても、 する。アラブ民族の抵抗を排し、パレスチナについては、二二年七月に英国の国際連盟委任統治領とした。 軍政を敷く。大戦終結後、英仏は一九一六年のサイクス・ピコ協定に従ってトルコのアラブ地域を分割しようと 際に国際連盟評議会が採択した規定は、前文にバルフォア宣言の右の文言を取り入れ、 う。この時点ではパレスチナはなおオスマン・トルコの一部であったが、翌十二月に英軍がエルサレムに入城し いうのであるから、 ここで「非ユダヤ共同体」とされているのはすなわちアラブ人住民のことであり、その諸権利を侵害しないと 「しかしながら、 ユダヤ人の「民族的故地」といっても小規模な自治体程度のものが想定されていたのであろ 次の点は明確に了解されなければならない。すなわち、 ユダヤ人が享受している諸権利なら パレスチナに現存する非ユダヤ共同 第四条で次のように述べ

の組織と構成が委任統治国の見解によれば適切である限りにおいて、そのような機関として承認する。。 しそれと協力するための公共団体として承認する。(中略)シオニスト組織(the Zionist organization) わりうる経済的・社会的その他の事柄において、パレスチナ行政部(the Administration of Palestine) 適切なユダヤ機関 (Jewish agency) を、ユダヤ人の民族的故地の樹立とパレスチナのユダヤ住民の利益に関 に助言 そ

とすること(第二二条)を規定するなど、 そしてパレスチナ行政部が、ユダヤ人の入植を助けることや(第六条)、公用語を英語、アラブ語、ヘブライ語 バルフォア宣言における英国政府のシオニストへの約束に忠実なもの

政的義務を、公務員の年金や退職金の受給権を含め、完全に履行する」とされているように、委任統治終了後は、 となっている。しかし、その最終第二八条において、「こうして委任統治国に授けられた委任が終了するときには、 (中略)パレスチナ政府(the Palestine Government)は、委任統治期間にパレスチナ行政部が適法に負った財

単一の政府が治めるパレスチナ国家の独立が予定されていたのである。

全な行使は委任統治国に委ねられた行政権力によって制限されていたが、委任期間の終了に伴って一九四八年五 その期間にもパレスチナ国民は独立した国際的地位を有し、土地に対する主権を持っていたのであり、 いし、②パレスチナ国民の天賦かつ正当な権利を侵している、故に無効であるはずだ。次に委任統治については、いし、②パレスチナ国民の天賦かつ正当な権利を侵している、故に無効であるはずだ。次に委任統治については、 ナに対する主権も支配権も有しないので、世界のユダヤ人に対していかなる権利をも認める有効な約束をし得な なりえない。カッタン (Henry Cattan) が主張するように、そもそもバルフォア宣言は、①英国政府はパレスチ したがって、バルフォア宣言や国際連盟による委任統治は、イスラエル国家の独立に合法性を与える根拠とは 主権の完

た。アラブ住民は、 月に自決しうるはずであったのである。 たが、彼は英国の統治に敵対的姿勢をとり、パレスチナ国家独立に備えてアラブ住民の結束を図ろうとはしなかっ -Hajj Muhammad Amīn al-Husaynī)が最高ムスリム評議会(Supreme Muslim Council)の議長に任命され く英国の委任統治により、パレスチナにユダヤ機関が設置され、入植ユダヤ人の共同体が成長していったからで の多くがいわば盗まれてしまった。なぜそのようなことが起きたかといえば、このバルフォア宣言とそれに基づ (Al-Nashashibi) ところが、実際には一九四八年五月にはパレスチナ国家ではなくイスラエルが独立を宣言し、 一方、アラブ住民の間では、英国によってエルサレムのムフティ(イスラーム教指導者)フセイニー(Al 家の指導権争いがあった。 ムスリム、クリスチャン、ドルーズに分裂し、ムスリム内部でもフセイニー家とナシャシビー パレスチナの地

三九年までに約五〇〇〇人の死傷者を出した。 (B)

こうした情勢に対して、

英国は一九三七年七月にパレスチナ分割を提案するが、

国のシオニスト団体やその働きかけを受けた英国野党や米国政府の批判を招き、事実上撤回されてしまった。(El ラブ住民による暴動が発生し、ユダヤ側・アラブ側双方で計百人近い死者を出した。そのため、移民受け入れの 移民受け入れ停止を求める同盟罷業を行ったり、 移民が急増する。移民総数で三三年に三万人、三四年に四・二万人、三五年に七万人、三六年に三万人等。 年の大暴動勃発をもたらす(ユダヤ人・アラブ人双方の死者が合わせて二四九人)。そのため、 よるパレスチナの土地買収や、 民の数は十年間に十万人程度にとどまった。しかし、世界シオニスト会議(会長ワイツマン)の土地買収基金に 六五〇〇人まで受け入れると表明し、 されて、前述のパレスチナ委任統治決議が採択されたのである。高等弁務官は、二〇年にユダヤ移民を毎年一万 任命されたが、この時の これに危機感を抱いたアラブ住民は、三六年に「アラブ高等委員会」(the Arab Higher Committee) 時停止を余儀なくされたし、 ついで、一九三三年にドイツにナチス政権が登場して、ユダヤ人差別政策を実行し始めたため、ドイツからの ところで、第一次大戦終結時のパレスチナには、 ドイツからの移民は豊かな資本や物資を持ち込んだので、ユダヤ共同体は経済的にもおおいに強化された。 パレスチナへの移民を続く五年間の七万五○○○人で打ち切るという新方針を発表する。 一九二〇年、 国際連盟は英国にパレスチナの委任統治を認め、軍政が民政に移されて、英国の高等弁務官が 「パレスチナ」はトランスヨルダンを含めていた。二二年にトランスヨルダンが切り離 ヨーロッパからの移民多数の流入は、パレスチナ社会に深刻な影響を与え、 北米や西欧に定着したユダヤ人はパレスチナ移住を望まなかったので、ユダヤ移 ソ連や東欧からのユダヤ移民が続々到着し始めたから、二一年四月にはア 英官憲の弾圧に抗して翌年末からはゲリラ活動にも取り組み、 ユダヤ人は約五・五万人しかおらず、 全住民 しかしこれは、 英国政府は翌三〇 の一割弱であっ しか

117

アラブ人・ユダヤ人双方に拒

る。 のだった。そのため、今度はユダヤ人過激派が実力行使を始める。密入国の支援活動も活発化し、(生) 立を認めるべく、ユダヤ移民はあと七万五○○○人にとどめ、アラブ・ユダヤ間の土地売買を制限するというも 彼の案をまとめたものは五月に「白書」として発表されるが、それは十年以内に単一の「パレスチナ国家」の独 危機が迫るなか、英国はアラブ諸国を味方につけるべくパレスチナについてもアラブ寄りに政策を変更した。そ るとの新方針はユダヤ側はもちろん、アラブ側の賛同も得られなかった(アラブ側はできるだけ早い独立を要求)。 スチナ人及びアラブ諸国代表)をロンドンに招いてそれぞれと交渉するが、分割をやめてユダヤ人移民を制限す して三九年二月から三月にかけて、植民地相マクドナルド (Malcolm MacDonald) はユダヤ側とアラブ側 (パ いた)。アラブ側のゲリラ活動ゆえに、十月には高等委員会を解散させるが、フセイニーらは亡命して活動を続け ユダヤ側はエジプトやトランスヨルダンの指導者と交渉するが、妥協に至らない。その後ドイツとの戦争の ゲシュタポの

協力によりドイツからの移民も継続された。(15 の参加により、 米国に切り替える。 から来た五八六人の代議員とワイツマンおよびパレスチナ・ユダヤ機関代表ベン=グリオン(David Ben-Gurion) から政治的影響力も大きかった。そのニューヨーク市で四二年五月、特別のシオニスト大会が開かれ、 また大統領選挙ではニューヨーク州の四七票を獲得できない候補はまず勝てない 財界や文化・学術方面で活躍する者が多くて社会的影響力が大きく、また居住地域が米国北東部、 ヨーク州やペンシルバニア州に偏っていて、ニューヨークではユダヤ票を集められなければ政治家は当選できず、 九三九年九月に独ソのポーランド侵略で欧州戦争が勃発すると、シオニスト達は働きかけの対象を英国から パレスチナに「ユダヤ共和国(Jewish commonwealth)」を創設すべしと決議した(会場のホテ 当時、 米国のユダヤ系市民は、人口一億三〇〇〇万人中の四五〇万人程度でしかなかったが (当選には二六六票必要) こと

否される(ユダヤ側は、建て前としてはなお全パレスチナを要求していたからだが、本音では受け入れに傾いて

American Zionist Emergency Council)」等のユダヤ系圧力団体が、この決議実現を目指して猛烈な政治運動を ル名をとってビルトモア宣言 Biltmore Declaration と呼ばれる)。以後、「アメリカ・シオニスト緊急評議会 (The

ズベルトはイラクとシリアへも電報を発して同様の約束をしているが、その直後に急死してしまった。(エト 和国樹立を支持するに至ったが、国務省はアラブ諸国との関係を考慮してシオニズムに反対し続けた。 の名において、アラブ国民に敵対的となりうるようないかなる行動もとらないことを約束」している。 アラブ人・ユダヤ人双方と十分協議をせずに決定を下したくない」こと、アメリカ「政府の行政部門の長として であった)。そして四月にはアブドルアジーズ王への書簡において、パレスチナにおける「基本的状況に関しては を開かれ、 スエズ運河の船上でサウジアラビアのアブドルアジーズ王と会見してアラブ側のシオニズムへの敵意の強さに目 ルト大統領は、 政治家達はこうした圧力に弱く、一九四四年には民主党も共和党もパレスチナへのユダヤ人の無制限移住と共 対パレスチナ政策見直しの必要性を痛感した(これは、米国大統領とアラブ指導者との史上初の会見 ユダヤ票への依存度の高い民主党の指導者としてシオニズムに好意的であったが、四五年二月に -ズベ

織 政補佐官ナイルズ クリフォードは非ユダヤ人だが熱心なシオニズム支持者であった。もう一人、ルーズベルト以来の大統領官邸行 ル ーズベルトから「帝王学」をほとんど授かっていなかったし、とくに外交問題には疎かった。それゆえ最初は クリフォード ーズベルトから引き継いだ政治助言者のローゼンマン(Samuel I. Rosenman)、一九四六年央からはその後任 副大統領から昇任したトルーマン大統領は、ミズーリ州選出の上院議員から一月に副大統領になったばかりで、 (the Zionist Organization)」 ワシントン事務所長エプスタイン (Eliahu Epstein) (Clark Clifford) (David K. Niles)もユダヤ人として、大統領官邸とシオニスト達、 のちの国防長官)の意見に頼ることが多かったが、 ローゼンマンはユダヤ人 との間に密接な連絡をも とりわけ 「シオニスト組

されたが、彼も外交問題に関してはトルーマン同様無知であった (四七年よりマーシャル George C. Marshall に たらした。国務長官には七月にルーズベルトの戦時動員担当補佐官だったバーンズ(James F. Byrnes)が任命

り、パレスチナに「できるだけ多くの」ユダヤ人難民の移住を認めるよう求めた。具体的には、その後十万人と 諸国自体も、経済的苦境・食糧不足で危機に直面していた。それゆえ彼は、八月に英国首相アトリーに書簡を送 らをパレスチナに移住させることによってユダヤ国家の実現を促そうとした。政治家や市民を動員したキャン ストの実態が明らかになっての衝撃が加わり、これらの難民への関心と同情が強まるなかで、シオニスト達は彼 あるいは戻りたがらない多くのユダヤ人が、東欧からドイツ・オーストリアに移動して難民となった。 の最大限までユダヤ人の自由な移入」を要求した。(ユ) 関係への配慮からそうした要求に反対する。しかし、南部出身のトルーマンは国務省の東部エリート大学出身者 数の亡命者を受け入れていたので、終戦後は議会が受け入れを厳しく制限するようになっていた。そのためとシ いう数字が提示される。調査報告書は、米国も相当の難民を受け入れるべきだとしたのだが、米国は戦争中に多 ペーンを受けて、トルーマンは六月に一法学者をヨーロッパに派遣して難民の窮状を調査させたが、ヨーロッパ 達を好まず、反対を無視した。十二月には議会も両院合同決議で、パレスチナへの「農業・経済の潜在的可能性 オニストの影響で、トルーマンはパレスチナに難民を受け入れさせようとしたのだが、国務省は対英・対アラブ 一九四五年五月にヨーロッパで戦火が収まると、ナチスによる虐殺政策を生き延びながら、 故郷に戻られない、 ホロコー

夏にワシントンとロンドンにアラブ広報事務所を設置してシオニスト達に対抗しようとした。

しかし、米国のア

四五年

一九四四年十月に結成されたアラブ連盟が、パレスチナ・アラブ人の権利を擁護すべく、

ラブ系市民はわずか五十万人ほどで、かつその多くがクリスチャンであり、あまり頼りにならなかったし、シオ

打ちできなかった。そのうえ、フセイニーが戦争中、ナチス・ドイツの助けを得てパレスチナ独立を果たそうと ニスト達が欧米社会に深く食い込んで強力な支持者をもち、 したことが、 ユダヤ人への同情とあいまって、 対アラブ感情を決定的に悪くした。 民衆に対する宣伝にも長けているのにとうてい

告は、 もに、 以上増やすことが、対アラブ関係上いかに困難であるかをトルーマンに説明しようとした。しかし、 外相ベビン に発足。米側委員のほとんどは、 するものになった。 殺害する(うち二十八名が英国人)などしてこれに応じた。アラブ連盟もこの報告に反対し、アラブ高等委員会 れさせた。しかし、 れるべきだとしつつ、ユダヤ人の土地購入制限を撤廃し、直ちに十万人のユダヤ人を移住させることを勧告した。 かった。 英国政府は報告の公表に反対したが、 合同委員会報告は、 英国は、 英国を説得してアラブ・ユダヤ双方との協議、 英米合同委員会を設置して解決策を提案させることにした ユダヤ地区に十万人を受け入れるべきだがアラブ・ユダヤ双方が連邦政府の形態について合意してからと 英米政府ともにアラブの抵抗を力で抑える意志を欠いていたので、七月に提出された専門家委員会の パレスチナでの活動を再開 戦争に疲弊し、米国の経済援助に依存しているなかで、 (Ernest Bevin) は、 トルーマンは民主党指導者としてユダヤ票を強く意識せざるを得ない。 ユダヤ人過激派は、七月にエルサレムのキング・デービッド・ホテルを爆破して七十一名を パレスチナはユダヤ国家にもアラブ国家にもなるべきでなく、 前述のローゼンマンがトルーマンに推薦した親ユダヤ的な人達であった)。 今やパレスチナ住民約一八○万人中六○万人近くに達しているユダヤ人をこれ ――フセイニーはなお帰還を許されなかったが) トルーマンは、ユダヤ・ロビーの強烈な圧力のもと、報告を公表するとと および報告を政策化するための専門家委員会設置を受け入 (両国六名ずつ、計十二名で一九四五年十二月 米国大統領や議会の要求を無視 当面国連の信託統治地域とさ は協議に応じようともしな 四六年四月末に提出された しえなかっ 中間選挙の た

なり、 あらゆる種類の圧力をかけ、パレスチナにおけるユダヤ人の宿願のためにアメリカの権力と勢力を投入させよう 今や明らかです」と述べた。 の非難を浴びた。そこでトルーマンはアトリー首相に書簡を送り、その中で「我が国では計画への反対が強力に 我が政府がそれに効果的支援を与えられるよう世論の支持を十分に喚起するのが不可能であろうことは、 彼は回想録に、次のように書き残している――「合衆国のユダヤ人指導者達は、

持するには至らなかった。こうして、九一十月のロンドン会議はやはり成果をあげずに終わる。(紹 に政治部アラブ課長サッソン(Elias Sasson)がエジプト首相シドキー(Ismā'īl Sidqī)、ついでトランスヨルダ ユダヤ国家と分け合うことと財政的支援を行うことを約束したのだが、両国とも結局公然とユダヤ国家分離を支 ン王アブドッラー王を極秘裏に訪問する。前者には英駐留軍の撤退交渉を支援すること、後者にはパレスチナを とユダヤ側は出席を拒否する。ユダヤ機関は、他方でエジプトとトランスヨルダンに対して根回しを図り、八月 英国政府は、 同報告について協議すべく、アラブ・ユダヤ双方を再びロンドン会議に招いたが、パレスチナ人

演説で、 にとっては大きな重荷であった。 英駐留部隊の撤退要求など大問題があり、 政治上の理由で英国に無理難題を押し付け、金は出しても支援部隊を送ってはくれず、ますます多くの英国人が をトルーマンに売り込み、彼は中間選挙を間近に控えた十月三日、ユダヤ教最大の祭日ヨム・キップール前夜の ユダヤ過激派のテロ作戦の犠牲になっていることに嫌気がさした。 英米の協議による解決がこうして行き詰まったところで、ユダヤ機関はユダヤ国家とアラブ国家の分離独立案 ユダヤ国家の分離独立を「我が政府は支持しうる」と述べた。英国アトリー政権は、 かくて、 一九四七年二月、英国はパレスチナ問題の解決を国連に委ねることを パレスチナ駐留部隊(警官を含め約十万人)の維持費用も、経済復興 ほかにもインドの独立問題やエジプトによる トルー マンが国内

両国間の合意が得られるまで極秘とされたが、七月中には米国紙にすっぱ抜かれ、親ユダヤ的世論

I) 吉 付けを狙っていたのである。ユダヤ機関はこれ以後、 明する。 ただしこの時点では、パレスチナを放棄することよりも、 独立実現のために英国の支持を当てにできなくなった。(※) 単一パ レスチナ国家案への国際的支持の取

(2) 国連総会決議からイスラエル独立宣言まで

後に連邦国家とするというものだった。(ミラ) に対して、 放を主張した(トランスヨルダンのアブドッラー王は、アラブ連盟の一員としての公的立場とは別に、 スチナ全土にユダヤ国家を、 され(常任理事国を除いたのは、 テマラ、インド、イラン、オランダ、ペルー、スウェーデン、ウルグアイ、ユーゴスラビアの代表によって構成 Committee on Palestine)」を設置した。それは十一カ国 了とパレスチナ独立を求める決議案を否決)、五月に「パレスチナ問題特別委員会(the United Nations Special については対立する二案を併記した報告を提出する。多数案 特別委員会は、パレスチナに対する委任統治を可及的速やかに終了させ独立させることを求めつつ、 る用意があることを伝えている)。委員達はまた、ヨーロッパの難民収容所を訪問し、強い印象を受けた。 力を拒否する。アラブ連盟諸国は、ベイルートでの秘密会合に応じ、アラブ国家の独立と非合法ユダヤ移民の追 でに報告を提出するよう求められた。この委員会による事情聴取に対し、ユダヤ機関のベン=グリオンは 英国の求めに応じて、 (国際管理下に置く)三地域に分割するとし、 パレスチナ分割が唯一の解決法であると考えること、そして分割実現の暁にはアラブ地域を引き受け 一九四七年四月に国連特別総会が開かれ、 さもなければ十分な地域にユダヤ国家を」求めたが、アラブ高等委員会は一 米国がソ連の参加を望まなかったのと、 少数案 オーストラリア、 (八カ国支持)は、二年後にユダヤ・アラブ・エル (インド、イラン、 アラブ諸国の反対にも関わらず 中立を装いたかったため)、 カナダ、チェコスロバキア、 ユーゴの三カ国支持)は、 (委任統治終 九月 独立の 英国 切 一日ま 結局 三年 形態 政 Ö)

キスタンとアフガニスタン、そしてコロンビアの八カ国が統一国家案を作成(少数案とも異なるもの。 かれ、第一小委では分割賛成の九カ国(米ソを含む)が多数案を練り、第二小委はアラブ五カ国とムスリムのパ アラブ側かユダヤ側、 のに、その手当を考慮したものではなかった。ともあれ、国連総会は、今度は「パレスチナ・アドホック委員会 (the Ad Hoc Committee on Palestine)」を設けて特別委員会の提案を審議させた。同委は三つの小委員会に分 どちらの案もなお二―三年は英国が信託統治して独立の準備をさせることを前提としていたが、いずれにせよ 両小委の構成がそれぞれに偏り過ぎているとして辞任)、第三小委は議長 (オーストラリア人) とシャ ないしその両方の武力抵抗を排して実現するにはそうとうな軍事力投入が必要と見られた コロンビ

ム、アイスランド代表からなり、両案を調停するはずであったが実際にはほとんど何もしなかった。(※)

クラブ爆破 退させる計画を立てることを決定した」と発表する。 で英国の政府・国民は、今や一刻も早く委任統治を終えたくなっていた。そしてちょうど八月には、エジプトと 捕捉しても、 分離独立する協定もなったので、パレスチナもインド同様に処理して撤兵すべし、という合意が生まれた。 スエズ運河地帯を除く駐留部隊の撤退についての話し合いがまとまり、また英領インドがインドとパキスタンに この間、パレスチナにおけるユダヤ過激派の抵抗運動はますます強まっており、三月のテルアビブの英国将校 (約五十名死傷)や七月の情報機関員二名の誘拐・殺害、ヨーロッパからの移民密航船の急増 キプロスの難民収容所が満員となったので、出港地に戻そうとするが当該国政府は非協力的) 九月の国連総会において、 パレスチナ問題が「解決できなければ、英国部隊と英国行政部を早期撤 (船を など

け取らなかった。けれども、 かし他の国 国連が再び英国に処理を委ねるのを英国は期待しているのだろうと、あまりその発言を真剣に受 口々は、 アドホック委員会の二案のいずれも総会での採択に必要な三分の二の賛成を得られそうに 十月に米国とソ連の代表がいずれも分離案に賛意を表明すると、英国の撤退決意は

もののようだ。 身のユダヤ人により社会主義的な政権が作られるならソ連が中東に影響力を及ぼすことができる、 ることを確実にでき、 ますます強固になる。 戦争になって国連が軍事介入すればソ連も派兵して発言権をえられる、 ソ連が賛成した真の理由は未だに明らかにされていないが、 英国がパレスチナから撤退す またソ連

除いて。さらにエルサレムに双方約一○万人ずつ)が含まれるはずであった。⑵ たものではあったが、パレスチナ住民約一九三万人中の六一万人でしかないユダヤ人に国土約一万四四〇平方マ 人に対してユダヤ人一万人、ユダヤ国家にはユダヤ人五〇万人に対してアラブ人三三万人(ベドウィン九万人を ルサレムの六七平方マイルは国際管理下に置く)という不公平なものであった。アラブ国家にはアラブ人八〇万 アドホック委員会は、一九四七年十一月二十五日に、第一小委の分割案を賛成二十五、反対十三、 ル中の五九○○平方マイルを与え、一三三万人のアラブ人には四五○○平方マイルをしか与えない 翌日の総会に提出した。その案たるや、特別委員会の多数案よりはアラブ側に有利なように若干修正し 棄権十七で

を無視していた)。二十八日に再開された総会では、アラブ諸国とフランス等が、アドホック委、とくに第三小委 ともある。その結果、委員会では棄権した十七カ国中の七国(ベルギー、フランス、ハイチ、リベリア、 務長官に電報を打ったほか、国会議員を通じてトルーマンに働きかけ、 十六日は時間切れとし、翌二十七日の感謝祭の祭日を利用して集票工作を展開する。 から反対に、別の一国(チリ)を賛成から棄権に変えさせるにとどまった(アラブ高等委員会は、 ンブルグ、オランダ、ニュージーランド) の名において各国代表に圧力をかけた。 賛成二十五では、 総会での可決に必要な三分の二に達しないので、シオニスト達は議事引き延ばしを行って二 一発展途上国に、その有力な顧客である大企業を通じて圧力をかけ が賛成に転じ、 一方アラブ側の集票工作は 前述のクリフォードやナイルズが大統 ワイツマンがマーシャル国 玉 (ギリシャ) を棄権 引き続き国連 ルクセ たこ

ブ諸国は特別委の少数案なら受け入れられるとして調停努力の継続を求めたが、結局投票が行われ、賛成三十三*、* 棄権十で、 分割決議案が有効票の三分の二を上回って採択されたのである。

当事者間の調停努力を十分しなかったと批判して、二十四時間の投票延期を獲得した。翌二十九日に、

反対十三、

国民を代表する資格はまったくないのである。(ヨ) チナ国家は独立すべきだったのであり、国連決議はパレスチナ国民の主権を侵している。パレスチナ国民自身が 国際連合は英国にパレスチナの信託統治を認めていないのである。したがって、国際連盟の解散とともにパレス 四月の最後の会議で、「連盟の存在停止とともに、委任統治地域に関するその役割も終了する」と決議しているし、 統治権もなかったからである。 ナ住民の三分の一以下であり、 これを勧告として受け入れない限り、無効である。ユダヤ機関はこの決議を受け入れたが、ユダヤ人はパレスチ 前述のカッタンは、 この国連総会決議は無効であるとする。なぜならば、国連にはパレスチナに対する主権も すなわち、英国は国際連盟による委任統治国であったが、国際連盟は一九四六年 しかもその内市民権をもつ者は半分以下でしかなかったから、彼らがパレスチナ

た。 国やソ連と協力して、軍隊を派遣してでもこの決議を実行させていたならば、アラブ・イスラエル間の全面戦争 決議が成立しないよりは成立した方がよいという考えから賛成した国が多かったのである。(実際、もし米国が お一般的になっていなかった。 協力的・非妥協的だったのだが、当時の国連加盟国はヨーロッパや南北アメリカの国が多く、反植民地主義 は避けられ、パレスチナ人の苦難もずっと軽減されたことだろう。しかし、 …これはもっともな議論であると思われるし、アラブ側、とくにパレスチナ人も同様に考えて国連の調停に非 さらに、 ユダヤ人ホロコーストへの同情やアラブ側の態度への反感、 トルーマン政権にその意志はなかっ そして国連 なはな

決議

の知らせがパレスチナに達するや、アラブ人による反ユダヤ暴動が起きた。エルサレム周辺ではフセイニー

アラ 126 はトランスヨ

実施のために任命した「パレスチナ委員会(the Palestine Commission)」にも、アラブ人とユダヤ人のいずれに 保障する軍隊派遣に触れていないし、英国自身がその任に当たる権利も義務もないとした。そして、国連が決議 家を中心とした武装集団、 たので、国内に指導者を欠くようになった。 合戦を展開することになるが、富裕なアラブ人は戦火を避けて出国し、アラブ高等委員会も本部をカイロに移し 完了すると発表した。以後、 た過激派組織もあった。英国は、国連にパレスチナ分割を押し付ける権利はなく、総会決議も平和的分離独立を (Hagana)」が中心になってそれらに対抗したが、「イルグン(Irgun Zvai Leumi)」や「レヒ(Lehi)」とい Army)」が活動し始めた。一方ユダヤ機関の地下軍事組織としてすでに活動していた「ハ 可及的速やかに撤兵を実現する意志を固め、十二月十一日に、一九四八年五月十五日までに撤兵を 北部のガリラヤ地方ではシリア等からの「義勇兵」による「アラブ解放軍 ユダヤ人・アラブ人双方が、その日までに少しでも多くの領土を確保すべく陣取 ガナ

軍隊は、 ランスヨルダンは、前述のようにパレスチナ分割によるアラブ地域の併合を狙っていたから(十一月には、 ラク、トランスヨルダン、レバノン、シリア、パレスチナが参加を予定)、パレスチナ国境に軍隊を動員すること スチナを分け合おうと密約している)、フセイニー家とはもちろん、トランスヨルダンのハーシム家を敵視するム ヤ側の特使マイヤーソン――Golda Myerson、のちのメイア首相 にしたが、フセイニーによるパレスチナ暫定政府樹立要求は拒否した(エジプトとサウジアラビアのみ支持)。 ハンマド・アリー家のエジプトやサウード家のアラビアと対立していたのである。 アラブ側は、 シリア軍の一部と、 ルダン領に駐留)。国連決議後、十二月にカイロでアラブ連盟評議会が開かれ、 十月のアラブ連盟評議会(シリア)において、パレスチナ防衛のための軍事委員会を設置し シリアの領土的野心を牽制しようとするイラク軍の一部のみであった(イラク部隊 ――と境界付近で会談し、 したがって実際に動員された 戦争を避けつつパレ ユダ 7

シリアから三〇〇〇

五○○○名の歩兵部隊の創設を決め、二月にはユダヤ機関が年齢十八─二十五歳の男女の動員を命じる。 いく。四月上旬には、「シオニスト総評議会(the Zionist General Council)」が開かれ、 名の義勇兵を送ることを決めた。こうして一九四八年一月から戦闘が始まり、イスラエル側も同月ハガナが一万 ハガナは英軍撤退後の領土確保のためダレット(Dalet、略してD)計画を定め、政府機能の引き継ぎを実行して 暫定政府・議会の樹立

的措置にすぎないと釈明する。(第) に実現可能な代案を追求すべきだ、とした。二月の国家安全保障会議では、そうした報告に加えて、 議議長も分割の強制実施には八万から十万の米兵派遣が必要だがそれは不可能と報告したので、トルーマンも分 でその任務に取り組み、四八年一月に提出した報告書の中で、パレスチナ分割案は当事者間の協力を前提として かの検討を迫られた。国務省の政策企画本部(the Policy Planning Staff)はケナン(George Kennan)のもと ければ分割を支持すると請け合っていたので、事前通知なしになされた大使発言に驚き慌てた。 あり、米国首脳はパレスチナ分割を当面諦め、暫定的に国連の信託統治下に置くことに方針を転換する 割支持を主張しえなかった。その月の世論調査では、分割支持が十一月の六五%から三八%に減っていたことも に記者会見を行って、米国は方針転換したわけではなく、信託統治提案はパレスチナの流血を止めるための暫定 務長官の支持により、米国連大使が三月十九日に安保理でその提案をすると、シオニスト達はもちろんショック 安保理から多数決で決められる信託統治理事会に移した方が御しやすくなるという計算もあった)。マーシャル国 いたが、それが得られないことが明らかになった以上米国はもはや同案を支持すべきでなく、国連の場で平和的 米国は、 米国の裏切りを責めた。 一九四七年十二月に中東への兵器禁輸を発表していたが、パレスチナ戦争の開始に対して何をすべき トルーマン自身、その前日にワイツマンと会見して、 国連が信託統治を認めな そして二十五日 統合幕僚会 (問題を

部隊が村民二四五名を無差別殺害)。 すらアラブ側・ユダヤ側双方共に受け入れず、かろうじてエルサレムに限定した停戦が二十八日に合意されたが、 共同派兵を打診するが、英国は拒否する。 自己を保護するので精一杯だった。四月十三日に、米国は英仏にパレスチナ信託統治の共同提案と必要な場合の 画を変更するのは軍事的にも政治的にも困難だったため、これもまた拒否した。 (弱) 際関係より国内政治上の必要を優先するトルーマン政権にすっかり愛想を尽かしていたのと、 で特使をパレスチナに派遣して当事者代表と交渉させるという案を、三日に英国に打診する。 五月二日の停戦実施は結局守られなかった。そこで米国は、 信託統治案にはぜんぜん支持がなく、米国はとりあえず停戦実現を目指さざるをえなかった。 から住民が脱出し、 レスチナでは、 、この間にもアラブ側の武器・弾薬不足で町や村がユダヤ側に奪われてゆき、 四月にはデイル・ヤーシーン アラブ側は、英軍が村民を保護しない無責任さを非難したが、もはや英軍は アラブ連盟も信託統治案を拒否し、十六日に開かれた国連特別総会で (Dayr Yāsin) 英国の委任統治期間を十日間延長し、 村の虐殺事件が起きる(イルグンとレヒの 最終段階で撤兵計 しかし英国は ハイファや 大統領専用機 しかも、 玉

延期し、その後トランスヨルダンとパレスチナを統合して「ユダヤ・アラブ」王国とすることを提案した。 めだったが、アブドッラーは、 行う。今回は、マイヤーソンがアラブ女性に扮してアンマンを訪れたのである。パレスチナ分割密約の確認のた 戦争に乗り気でなかった。実際、五月十一日に、アブドッラー王はユダヤ機関のマイヤーソンと再び秘密会談を 以外の諸国は国内事情から軍隊の一部しか派遣しえない。トランスヨルダンも、前述のイスラエルとの密約から、 ヤーソンはそれを拒否し、 アラブ連盟は、 イスラエルは、 四月末のアンマン会議で、委任統治終了と同時に派兵することを決めたが、 一方でシャートック 密約の履行とそのための停戦を求めたが、 他のアラブ諸国との合意により情勢が変わったとして、 (Moshe Shertok' のちの首相シャレット) 会談は物別れに終わっ が五月八日からワシントンで ユダヤ国家の独立を一 トランスヨルダン

四月にワイツマンに対して、国連が分割を支持する限り、ユダヤ国家の早期承認に全力を尽くすと秘密裏に約束 機関暫定政府の重要会議に出席した際には、予定通り建国宣言すべしとの考えを固めており、宣言しても米国に 期待するな、というのである。シャートックは態度を明確にしなかったが、パレスチナに戻って十二日のユダヤ れた。宣言しないのにアラブ諸国が侵入してきたら米国も介入しうるが、宣言して戦争になったら米国の援助を イツマンから得た情報によってもトルーマンがユダヤ国家の独立を承認することは確実と見て(トルーマンは、 よる制裁はないとの報告をした。テルアビブのベン=グリオン宅で開かれたこの会議で、ベン=グリオンも、 マーシャル国務長官と連続会談を行っており、そこで停戦を受け入れユダヤ国家の独立宣言をしないよう警告さ

第二節 イスラエル建国から休戦協定まで

スラエル」建国が決議された。

していた)、予定通り独立宣言を行うよう主張した。結局、出席者の投票により、六対四で米国の停戦案拒否、「イ

(一) 独立宣言から第二次停戦まで

て宣言を読み上げ、その中で次のように述べた―― に先駆けて、テルアビブでイスラエルの独立宣言と記念式典が挙行された。ベン=グリオンが臨時政府首班とし こうして一九四八年五月十四日、すなわち英国の委任統治が終了してアラブ諸国軍の侵入が予想される十五日

基づいて、イスラエルの地にユダヤ国家の樹立を宣言し、イスラエル国と名づける。」(如)(如) 人共同体と、 シオニスト運動を代表してここに参集し、 われわれの本来的・歴史的権利と国際連合の総会決議に

「われわれ国民評議会の構成員は、英国のパレスチナ委任統治の終了する本日、イスラエルの地に住むユダヤ

建国式典出席者が宣言文に署名を済ませた頃、

トルーマン大統領がイスラエルを承認したとの知らせが届き、

ਤੋਂ 130

たのである。 (42) 十四日にはクリフォードの意見を受け入れ、 引き続き停戦を追求し、国連にパレスチナ調停官を任命するよう求めることに同意した。にもかかわらず、 は十二日にマーシャルやクリフォードと会合して、予想されるユダヤ国家独立宣言への対処を協議してい 駆けてイスラエルを承認し、アラブ、ムスリム諸国を敵に回すようなことをしたのだろうか。 いう提案を推進中の米国代表団は、 に承認する。米国の正式な承認は一九四九年一月)。国連総会でパレスチナ委員会に代えて調停官を任命すべ しそうするなら、 参列者はいっそう感激した。 かわらず、 クリフォードが速やかな建国承認を提案したのに対して、 総会は多数決で調停官任命を決議する(賛成三十一、反対十六、棄権七)。 ソ連のイスラエル承認を予期し、それに先んじようとしたのも一因のようだ(実際) 次の選挙で反トルーマンの投票をするとまで述べたと言われる。 つい 数日前の国務長官による独立反対の警告にもかかわらず、 承認を事後に知らされ、 前述のエプスタインの求めに応じた形でイスラエルを事実上承認 結果的に二枚舌外交を演じていた形となった。 マーシャル長官は強硬に反対し、 そのためトルーマンは米国 なぜ米国 実は、 ソ連も十七日 大統領 トルーマン |は他国に先 彼は がも そ が

どがパレスチナの市民権をもたない人達であり、実際のパレスチナ住民のほとんどの意志に反し、 る。 スラエルは国連の諸決議を遵守すると誓約したことで加盟を認められたのに、多くの決議を踏みにじり続けて は持たない。 を居住地から追い立てて――すなわち国連の分割決議にも違反して――パレスチナにユダヤ国家を樹立する権利 の主体である「パレスチナに住むユダヤ人共同体と、シオニスト運動を代表する国民評議会」なる者は、 三月に国連加盟を認められたことも、 前述のカッタンは、 したがって、 また、 これらの事実によって、 外国による承認とは、 このイスラエルの建国宣言は国際法上無効であり、 イスラエルの不法性を変えるものではない、 イスラエルがパレスチナ人の領土を奪って「建国」したことを正当 国家間関係をもつというだけのことであり、 米国その他による承認も、 とする。 国連加盟も同断だが、 すなわち、 またその多く 九 建国宣言 ほとん 兀 元 1

合法とはし得ない、という。(4) る(それすらもその後の成り行きで実現が危ぶまれている)。国際関係においては、 合意でイスラエルを承認し、 スチナ国を興す権利を保持していたはずであるが、周知のごとく、第一次-第四次中東戦争やイスラエ ペルシャ湾岸戦争を経て、ついにパレスチナ人はイスラエルの力に屈服し、九三年のいわゆるオス 国連の分割決議よりはるかに不利な形でミニ・パレスチナ国家の樹立を目指すに至 ならば、 パレスチナ人は自らイスラエルを承認しない限り、パレスチナ全土 遺憾ながらまことに力が正

であると言わねばならない。そしてそのイスラエルの力を支えてきた者こそ、米国にほかならないのである。

この時点で、 に従軍して近代戦の訓練を受けていた。それゆえ、アラブ側の予想に反して、イスラエル軍は侮りがたい戦闘能 現するとともに(チェコからは実際はソ連製の兵器)、自ら兵器生産に取り組み、 ラク軍・シリア軍各四○○○名、トランスヨルダン軍五○○○名、エジプト軍七○○○~一万名、 かなかった。 十五年余にわたった委任統治が終了した。その日から、近隣アラブ諸国の正規軍がパレスチナ進攻を開始する。 方イスラエル側は、 よい状態で、アブドッラー王が総司令官とされたものの、各国軍の連繋努力もほとんど何ら行われなかった。 が続かず(英国は二月に禁輸)、また近代的軍隊としての訓練を受けていたのはトランスヨ 七四機を数えたから、こちらの方が一見かなり優勢であった。しかし、アラブ側は英米の兵器禁輸によって補給 ○○○名が派遣されて計約四万名、さらに各国の主な兵器として戦車・装甲車二四○両′ 話しをイスラエル建国に戻すと、同じ五月十四日に高等弁務官ら最後の英国撤退要員がパレスチナを離れ、二 対するアラブ連合軍は、パレスチナ不正規兵およそ一万名、アラブ解放軍五○○○名に加えて、 イスラエル側の兵力は男女計三万余名を数えたが、戦車・装甲車は三両、野砲五門、 欧米のユダヤ系市民の支援を受けてチェコスロバキア、フランス等からの緊急兵器 また約二万名が大戦中英国軍等 野砲 ルダン軍のみといって 四四 レバノン軍ニ 作戦機○でし 門、 作戦機

力を発揮することになる。

ずれも賛成を得られず、米国案を修正して第七条への言及を除き、 略者と認めて速やかに手を打った。すなわち、米国もソ連も国連憲章第七条(「平和に対する脅威、 アラブ地域の確保を目指して攻撃を行ったから、孤立したユダヤ人入植地は苦境に置かれた。 アラブ国に割り当てられた地域に位置する入植地も保持しようとしていた。アラブ連合軍は、 住とイスラエルの軍事物資輸入を禁止することを受諾の条件とした。そこで安保理は、二十九日に次のような趣 択された。イスラエルはそれを受諾したが、アラブ連盟は二十五日の政治委員会会議で、安保理がユダヤ人の移 及び侵略行為に関する行動」)に基づき三十六時間以内の停戦と違反者への制裁を求める決議案を提出したが、 ルは国連に救いを求め、安保理では米国のみならずソ連や初代事務総長リー(ノルウェー人)もアラブ側を侵 『の英国提案を採択する(五○号)── イスラエルは、建国前の戦闘で分割決議によってユダヤ国に割り当てられた地域はすでにほぼ確保してい 停戦を求めるだけの決議が五月二十二日に採 そのため、 当初エルサレムと 平和の破 イスラ たが、

- (1) 全当事者は四週間の停戦命令を発する
- (2)敵対行為の停止は、アラブ人・ユダヤ人双方の権利・要求・立場を害さない。

(3)いかなる政府・当局もパレスチナまたはアラブ諸国に戦闘員または軍事物資を導入しない。

- 4 国連調停官と休戦委員会が休戦の遵守を監視する。
- (5)全当事者は、六月一日までに受諾を通告する。
- (6)この決議が拒否されるか侵害されるならば、第七条に基づく行動が考慮され
- おり、 してベルギー、 国連調停官には、五月二十日にスウェーデン人のベルナドッテ伯爵 彼の努力と英米その他諸国の圧力で、アラブ連盟もこの決議を受諾し、六月十一日に停戦が発効した。 フランス、 米国の軍人からなる停戦監視団が現地に派遣された。 (Count Folke Bernadotte) が任命されて そ

単一のパレスチナ国の独立を主張した。ソ連もこの提案に反対したが、その理由は興味深い。それは、トランス(46) ソ連が当時、 をしているのであるから、同案は英国外務省の差し金によるものと見られても不思議ではない、というのである。 ヨルダンは英国の傀儡政権でしかなく、イスラエルの独立に対して英国がトランスヨルダン軍を使って干渉戦争 ヨルダンとパレスチナの統一はパレスチナに二国家を作るという国連総会決議に反しており、そもそもトランス の聖地は国連が管理する)。イスラエルはもちろんこの提案を拒否したが、アラブ諸国のほとんどもこれを拒否し、 自治権を認め、アラブ地区には国連分割決議より広い領土を与えるものだった(エルサレムを含めるが、諸宗教 した。それはトランスヨルダンとパレスチナからなる統一パレスチナ国を設け、アラブ地区とユダヤ地区双方に イスラエル独立を熱心に支持したのは、英国への対抗意識によるところが大きいことをよく示して

ないならばせめて調停案を受け入れて国連を味方につけ、政治力で勝つしかなかったからである。しかしこの時 うが、政治的には誤っていたと思われる。なぜなら、停戦期間中にイスラエルの軍事力は兵員・兵器の両面で著 しく強化され(もちろん、停戦協定に違反して)、アラブ側をそうとう上回るに至っていたからで、 アラブ諸国がパレスチナ国独立に固執したのは、カッタンの力説するように、法的には正当な立場であったろ またその後三十年間ほども、アラブ諸国はイスラエルを軍事的に負かしうるとの幻想にしがみつき続けるこ 軍事的に勝て

ブ連合軍はさして増強されず、しかも未だに各国軍の連繋・協力がなされないのみか、互いに兵力や戦略、 イルグンも吸収して六万人以上の兵士を擁し、かなりの戦車や作戦機を保有するに至っていたのに対して、 こうして、アラブ諸国は停戦期限の延長にも応じず、七月十八日に戦火が再燃する。 イスラエル側が国防軍に

ベルナドッテ伯は、停戦期間中にアラブ・イスラエル双方の代表と会見し、六月二十八日には調停試案を提出

ブ双方に圧力をかけてこれを受諾させ、十八日には第二次停戦が発効する。 賛成七対反対一(シリア)、棄権三(ソ連、 停官の要求もあり、 無期限停戦するよう命じ(エルサレムは二十四時間以内)、応じなければ制裁を科すというもので、七月十五日 の実状を通知し合うことすらほとんどなされなかった。さらに、 輸送・ 通信を妨げたから、 今度は無期限停戦決議を安保理で採択させる。 戦闘再開後は逆にイスラエル側が攻勢に出、アラブ側が守勢に回った。 ウクライナ、 アルゼンチン)で成立した。 イスラエル軍に追われた難民の大群がアラブ軍 その内容は、 アラブ側を非難し、 米英は、 イスラエル・アラ 三日以内に 米国 調

(二) イスラエルの勝利と休戦協定締結

提 るのを助ける特別調停委員会を設置することに加えて、 裏に米英代表と協議したもの)、九月に国連に提出する。その内容は、現在の停戦を休戦もしくは講和に移行させ ようと欲した。 イスラエルは、 南ではネゲブへの回廊を確保し、 出される直前に、 この十日 ムを国連管理下に置く点でアラブ側により多くの譲歩を求めるものだった。しかし、この案が正式に国連に 間 の戦闘で、 それゆえ、ベルナドッテ伯も当初の試案よりイスラエルに対して譲歩した調停案を作成し 国連分割決議に従う意思もなくし、 べ ルナドッテ伯はユダヤ過激派レヒによって九月十七日にエルサレムで暗殺された。 (S2 イスラエル軍は、 次の戦闘で線から面へと占領地を広げるための布石を打った。そのため、 北では南ガリラヤ、 国連や調停官に頼らず直接アラブ諸国と交渉して領土を広げ 旧案と異なり全ガリラヤをイスラエル地区に与え、 東ではロッド空港周辺やエルサレムへの鉄道沿線 今や エ

シオニストおよび親シオニスト達が同案を非難したために、 会で審議された。 ルナドッテ伯の後は米国人バンチ (Ralph Bunche) が調停官代行として引き継ぎ、 英国は直ちに、 米国も間もなく同案を支持した。 トルーマン大統領は十月二十四日に国連分割決議 ところが、 大統領選挙の最中であ ベルナドッテ案が 米国 国 連総

それでも、英国による、ベルナドッテ案に沿った調停委員会設置提案が、総会の第一委員会で採択された。 で三分の二の多数を得るために、ベルナドッテ案を骨抜きにしたものが、十二月十一日にようやく採択される(賛 で同案の成否は決まったも同然だが、さらにアラブ諸国も、トランスヨルダンを除いて断固拒否の態度をとった。 変更を認めない(イスラエルが受け入れない限り)と宣言する。イスラエルは当然受け入れなかったから、これ

に加えて次の諸課題に取り組ませるというものだった―― (トi) 成三十五、反対十五、棄権八)。 この総会決議一九四(Ⅲ)号は、フランス、トルコ、米国代表からなる調停委員会を設置し、 調停官の諸任務

- (1)委員会の主催もしくは直接交渉により、当事者が講和を実現できるよう助ける。
- 2 次の総会に、 エルサレム地域のための恒久的国際体制に関する詳しい提案を提出する。
- (3)パレスチナの経済開発を促す措置を探究する。
- (4) 難民の帰還、再入植、経済的・社会的復権を助ける。

の領土を獲得する機会を欲していた。そこで十月十四日、ネゲブ砂漠のユダヤ入植地へのイスラエルによる補給 員は五万人を超えていたが、イスラエル軍は十万人前後に膨れ上がっており、 話しが前後するが、こうした審議の最中に、現地ではまた戦火が燃え盛っていた。十月までに、アラブ側の兵 戦闘再開によってできるだけ多く

活動への「エジプト側による妨害」を自らでっち上げ、戦闘再開の口実とした。バンチ調停官代行は、 ルに進撃停止と停戦ラインへの復帰を求めたが、後者はそれを拒否するばかりか、ネゲブ全域に対する権利を主 イスラエ

かった。そこでイスラエルは北部でも進撃を再開し、アラブ解放軍とレバノン軍を一掃して十月中にガリラヤの 軍の劣勢に気づきつつも、自らがヨルダン川西岸地帯を占領したことに満足してエジプト軍を助けようとはしな エジプト軍は後退しつつも、そのことを国民や世界から隠そうとし、 トランスヨルダン軍は、 もあって、ようやく進撃は停止され、

四九年一月七日に停戦が発効する。

その日、

英軍の偵察隊五機をイスラエ

ほぼ全域を確保する。 を講和につなげるための恒久的停戦ラインの設定および軍備削減を求めるものだった。これもイスラエ じて、十六日にもベルギー・カナダ・フランス共同提案を採択したが、それは当事者に休戦協定の締結と、 裁を科すことはできなくなった。したがってイスラエル軍は作戦を継続したので、安保理は、 ダヤ・ロビーの圧力に動かされて、 代表団はこれを支持したが、例によって大統領が支持を撤回させた。トルーマンは、 させることを国連に求めるようになった。しかし、イスラエルはもはやそれで満足する気持ちをなくして したが、アラブ諸国は、 当事者に対して非軍事的制裁を科すことを検討する委員会の設置を求めるもので、 玉 十二月二十二日、 結局、 | 英中案を修正したものが十一月四日に採択されたが(安保理決議一〇六四号)、イスラエルに対して制 十月二十八日に英国・中国共同決議案を審議したが、それはバンチの命令を支持して、 イスラエル軍はネゲブのエジプト軍に対して一大攻勢をかけ、バンチの非難にも関わらず進 ようやくイスラエルの軍事的優勢を認め、 イスラエルのネゲブ領有を認める気持ちになっていたのである。 せめて分割決議の線にまでイスラエルを撤退 ワイツマンの求めや国 マーシャル長官率い ンチの勧 ソ連も反対 ルは 従わな

国は、イスラエルと十二月一日に秘密停戦協定を結んでいたのである)。かわりに、スエズ運河地帯駐留英国軍 ン、イラクがそれに応じる姿勢を見せたものの戦線に遠く、 賛成八、反対○、棄権三──米国、ソ連、ウクライナ)。エジプトは他のアラブ諸国に支援を要請したが、イエメ 一九三六年の同盟条約に基づいて介入の意志を明らかにした。 肝心のトランスヨルダンは返答すらしなかった そのため、 米国がイスラエルに圧力をかけ

月十四日のラインへの撤退を求める決議案を、エジプトやフランスの求めにより修正して採択した(一一六三号)

撃を続けて二十八日にはエジプト領シナイ半島に侵入した。翌二十九日に、安保理は米英による、

即時停戦と十

ル軍が撃墜したので、 英国政府はこの機会にイスラエル軍をネゲブからも撤退させようと欲したが、 米国の反対

で諦

衛のためであった。国連も休戦監視団を派遣したが、イスラエル軍をネゲブから撤退させようとはしなかった。(88) び同盟国たる英国に介入を求める。 戦協定を結ぶが、イスラエル軍がさらにネゲブ内の支配地域を広げようとしたので、アブドッラー王は国連およ のである。 に違反してネゲブ全域を占領したのだが)。困ったアブドッラーは英国に助けを求めたが応じてもらえず、ついに ることをイスラエルに申し出たのだが、後者はそれを停戦協定違反として拒否した(イスラエル自体、 実に再び開戦 に協定がなり、 で交渉を開始したが、 休戦ラインとなり、 実際の戦闘なしにこの作戦は完了して、イスラエルは紅海への出口を得た。その後始めてトランスヨルダンと休 始でアラブ側が戦意をなくしたのに乗じて、全ネゲブ確保のために二個旅団を南下させ、アカバ湾に到達させた スラエルはその後も軍事作戦を実行する。三月に、エジプトとの協定調印、そしてトランスヨルダンとの交渉開 の作戦行動や、 エジプトとイスラエルの休戦交渉は、 他のアラブ諸国 両国代表団の間を行き来して協定案を詰め、最終段階では直接交渉で決着させた。 ヨルダン軍は、 して領土を広げようとするのを恐れたアブドッラー王は、イラク軍を撤退させヨル エルサレム北西方面のイラク軍の存在を巡って難航した。イスラエルがイラク軍の挑発行為を口 イスラエ の非協力に幻滅したエジプトは、 現がザ地区がエジプト管理下に入った。 同国に強力な影響力をもつシリアが交渉に応じるまでは進展せず、ようやく三月二十三日 ル軍はレバノン領内から撤退した。 圧倒的に優勢なイスラエル軍との衝突を回避し、 英国は若干の部隊をトランスヨルダン領内に派遣したが、 一九四九年一月十二日に、 後述するようにイスラエルとの休戦協定交渉に応じるが、 トランスヨルダンとの交渉も、 レバノンも一月十六日にはパレスチナとの国境地帯 ロードス島で開始された。 イスラエル側も挑発を慎んだために 停戦時の両軍の位置が 前述のイスラエル軍 バ あくまで同領土防 ダン軍が交代 ンチが調停者と 停戦協定

アラブ諸国においては、

イスラエルに比べて人口は圧倒的に多く、

は うやく七月二十日に調印が行われた。 案により、 スチナとの国境地域で交渉が開始されたが、イスラエルの軍事行動や係争地を巡る対立で難航した。バンチの 協定なしに撤退した。 イスラエル D 1 係争地 ス島での正式交渉の裏で、 の要求に従ってエルサレム北西部の占領地を譲ることにし、ようやく四月三日に調印する から両国軍が撤退し非武装地帯として、 最後に残ったシリアとは、 実質的交渉がヨルダン内で行われた)。その後イラク軍は、 これらの調停努力に対して、 後者で三月にクー・デタによる軍事政権が成立してから、 両国混成休戦委員会の監視下に置くことになって、 バンチは五〇年のノーベル平和賞を授与され イスラエル たとの

終わった。 (60) ヌで断続的 これらの休戦協定は、 前 に会合が持たれたが、 述の国 連調停委員会とアラブ連盟代表団との交渉も、 当事国が引き続き講和交渉に入ることを約していたが、 副産物として国連パレスチナ難民救済事業機関 三月に開始され、 それは周知のように実行され (UNRWA) を生み出すだけに 四月末から九月までロ ・ザン

ければイスラエ イスラエルは難民の帰還を一切拒否し、 を抱えることになった。彼らの財産はユダヤ人の所有に帰し、そのうち家は五万戸、店は一万軒を下らなかった。 アラブ側は、 イスラエル側は約六○○○名の死者を出したが、 メートル、すなわちパレスチナ全土の約八〇%を占領しえた(人口約七八万人、うち七万弱が非ユダヤ人)。 結局、一九四七年十二月から四九年四月まで断続的に戦われた第一次中東戦争=イスラエル独立戦争によっ およそ一万五〇〇〇名の死者を出したほか、故郷を追われ、全財産を失ったおよそ七二万人の難民 ル 0 貿易借款供給を中止すると通告したが、これもトルーマンの介入で実行されずに終 米国国務省は四九年八月、少なくとも二〇万人の難民帰還を受け入れな 国連分割決議の割り当てより四四%も多い二万八五〇平方キ わ

軍事力も少なくとも当初は優位にありなが

年十二月に反政府暴動で政府が倒れ、 ら 九年四月にパレスチナ占領地を正式に併合し、国名をヨルダンに変更したが、五一年七月にアブドッラー王が スチナ難民の一人によって暗殺される。(62) 結局惨敗を喫したことで、政府・指導者の無能・無策が国民による非難の的となった。シリアでは一九四八 四九年三月には前述の軍事クー・デタが起きる。トランスヨルダンは そしてエジプトでは、この戦争に参加して屈辱を味わった青年将校達 四

結盟

が、五二年七月にクー・デタを起こして王政を打倒することになる。

社会の努力が基になったけれども、不可欠の外的要因として第一に、バルフォア宣言以来の英国のパレスチナ委 任統治とシオニスト支援、 も暴動その他の手段で反対し抵抗してきたし、イスラエル建国に際しては近隣アラブ諸国が戦争に訴えもした。 てしてももちろん許し難いことであった。実際彼らは、 きだろう。 点についてはあとでまた述べるとして、さらに第四に、気の毒ながらアラブ側の無力さ・失敗も強調しておくべ オニスト達を強力に支援し、 ロコーストの惨事に国際世論が同情して国家樹立を支持したこと、第三に、とりわけ米国のトルーマン政権がシ エルを建国してアラブ諸国との戦争に勝ち残れたのは、もちろんシオニズム運動とそれを支えた欧米のユダヤ人 の世界の人権・民主主義思想、国際法から見て正当化され得ないばかりでなく、当時のアラブ人の価値観をもっ このように、 シオニスト側が団結し、 ユダヤ人がパレスチナ・アラブ人の国を奪って彼らの多くを着のみ着のままで追放したことは、 第一次大戦終結時にパレスチナ住民の一割でしかなかったユダヤ人が、わずか三十年後にイスラ 第二に、ナチス・ドイツのユダヤ人迫害がパレスチナ移住者を急増させ、 英国や国際連合に対する影響力を発揮して建国を助けたことがあげられる。 国際的支持の取り付けに努力し、また命をかけて闘ったのに比べると、アラブ 委任統治下にユダヤ人が入植してくるのに対して、 また戦後ホ

そうであれば、そのような政府の存しない国際社会においてはますますそうである。パレスチナ・アラブ人が権 た。 側 は内部対立が激しく、国際的支持の取り付けに熱意・工夫が乏しく、決死の覚悟で闘うより逃げ出す者が多かっ 「権利の上に眠る者は権利を失う」と言う(イエーリング)。 政府が一般的に法律の執行を保障する一国内で

利を失ったのも致し方ないのであろうか。

割やユダヤ国家の独立に反対していたにも関わらず、 だろうか。本稿で論じたトルーマン政権について振り返っておくならば、 社会を建設しようとしたはずの米国が、 また自らの再選のために、 会主義者ではなく、 シオニストの宣伝やホロコーストの衝撃で世論が圧倒的にユダヤ人への同情に傾くなかで、民主党指導者として、 しかし、そのような「力が正義」の国際政治に反対して道義的外交を希求し、 次のような信念を持つに至っていた-ユダヤ国家に関しては、 トルーマン・ドクトリンに示されるように自由主義・民主主義のために闘う信念の人であった 選挙対策を「国益」より優先したことがある。 彼自身ホロコーストの衝撃とワイツマンの人柄や思想に感銘を受けたこと なぜシオニスト達の利己的で強引な政策を支持し、 大統領はなぜそれらを支持したのか。 第二には、しかしながら彼は単なる機 国務省がほぼ一貫してパレスチナの分 国連によって国際法に従う国 支援し続けて 第一には、 るの

自決の原則と一致するものと思えていた。(64 再興する機会を約束したバルフォア宣言は、 様 「私はパレスチナのユダヤ人入植に対するアラブ人の敵意を十分認識していた。しかし、多くのアメリカ人同 私もヨーロッパにおけるユダヤ民族の窮状を心配していた。 私には以前からウッドロー・ウィルソンの高貴な諸政策、 ユダヤ人に対してパレスチナにホームランドを とりわけ

ڊ را ه その点について多少関連する発言としては あるいは自己正当化の理屈かも知れない パレスチナ人の自決はどうなるのかと問 わねばならな

状ではアラブ人とユダヤ人を一緒にすることは難しかったが、分割される地域の経済的連合を呼びかけた国連提 「私は、パレスチナの分割提案は、アラブ人とユダヤ人との平和的共存に道を開きうるものと考えていた。現

結局はユダヤ人とアラブ人が隣人としてともに働く姿を、私は予見しえた。」(※)

案のもとで、

支持するようになると、米国の、例えばアイゼンハワー政権は、一九五六年の第二次中東戦争=スエズ戦争では 当時ソ連がユダヤ国家独立を支持したことも、トルーマンに影響している。のちにソ連がアラブ民族主義勢力を 合で「自決」しえたということだろうか。ベルナドッテ伯爵の調停案なら、あるいはアラブ側も結局は受け入れ イスラエルに厳しい態度をとらねばならなかった。しかしこの時点では、むしろイスラエルが親ソ的にならない たかも知れない。しかしこれは、イスラエルだけでなく、ソ連も反対してつぶされてしまった。つまり第三に、 …つまり、パレスチナ人は分割案のミニ・パレスチナ国家か、イスラエル建国後のヨルダンによる西岸地帯併

与させず、③アメリカのシオニスト達を怒らせない、そのような解決を求めるよう主張した」のだった。そこで 見」から半世紀経ったけれども、イスラエルとアラブはこの間何度も戦争を繰り返し、 れていない。これらの戦争の責任の一端がトルーマン政権にあることは、誰にも否定し得ないことであろう。 結局、トルーマンは、ベインが言うように、「米国の外交が①米国部隊の使用を含まず、②ソ連を中東に軍 アラブ産油国への配慮はいくらかあったにせよ、パレスチナ人の権利はまったく無視された。彼の右の「予 未だに平和共存は確立さ 事関

ように、ソ連と承認競争で張り合うことすらあったのである。

注

Î

「スエズ戦争(一九五六年)における米国・エジプト関係」『金沢法学』三七巻一号、一九九五年、「第二次・第三次中東戦争間

- の米国・エジプト関係」同上、三八巻一・二号、一九九六年、『第三次中東戦争に至る政治過程と米国の『関与』』『国際政治』 一一三号、一九九六年、「第三次中東戦争から消耗戦争にかけての米国・エジプト関係」『金沢法学』三九巻一号、一九九六年 「第四次中東戦争(一九七三年)と米国・エジプト関係」同上、四〇巻二号、一九九八年。
- (2) 歴史学研究会編『講座 動乱」の章 世界史 9 解放の夢――大戦後の世界』 東京大学出版会、一九九六年、「スエズ危機とハンガリー
- (3)新評論、一九九七年。
- (4)「ユダヤ人」とは本来ユダヤ教徒のことであるべきだが、イスラエルではユダヤ教徒のほかにユダヤ教徒の母から生まれた者も ユダヤ人とされ、宗教的定義と民族的定義が併用されている。本稿では、自己をユダヤ人とみなす者と定義しておきたい。
- 5 大石、前掲書、八一ページ。"Balfour Declaration" in Bernard Reich, ed., Arab-Israeli Conflict and Conciliation: A 後者はアメリカ・シオニスト組織(The Zionist Organization of America)のブランダイス(Louis Brandeis)の意見を確 かめたうえで賛意を表明し、それが反対意見の克服に役立った。Donald Neff, Fallen Pillars:U.S. Policy towards Palestine *Documentary History*, Westport, Conn., 1995, pp.28-29. ロイドジョージ首相は米国のウィルソン大統領にも意見を求め、 and Israel since 1945, Wash.D.C., 1995, pp.12-14.
- (φ) "Palestine Mandate" in Reich, op.cit., p.36
-) *Ibia.*, p.41.
- (∞) Henry Cattan, Palestine and International Law: The Legal Aspects of the Arab-Israeli Conflict, London & New York 1973, pp.58-59
- (๑) *Ibid.*, pp.112-121.
- llan Pappé, The Making of the Arab-Israeli Conflict, 1947-1951, London & New York, 1994, pp.57-62; Fred J. Khouri The Arab-Israeli Dilemma, 2nd ed., Syracuse, N.Y., 1976, pp.19-20
- (11) Neff, op.cit., p.15.
- 12 大石、前掲書、| | ||-| | ||三頁、Ritchie Ovendale, Britain, the United States and the Transfer of Power in the Middle East, 1945-1962, London & New York, 1996, pp.56-58 & 70-72; Khouri, op.cit., pp.21-24
- 13 試みとその失敗については、Neil Caplan, Futile Diplomacy, Vol.II, London, 1986, chap.2 前掲書、|二三||一二五、|二九||三一頁、Ovendale, op.cit., pp.73-74. ユダヤ機関とアラブ高等委員会との仲裁の

- (15)前田鏖穂「だれがアンネを見殺しにしたのか」広河隆一他編『ユダヤ人とは何か』三友社出版、一九八五年、一五九―一六五頁。
- (\mathfrak{S}) Ovendale, op.cit., pp.84-87; Neff, op.cit., pp.22-24; Michael J. Cohen, Palestine and the Great Powers 1945-1948, Princeton, N.J., 1982, pp.47-48; Khouri, op.cit., pp.29-30; "Biltmore program" in Reich, op.cit., pp.53-54.
- (\(\sigma\)) Ovendale, op.cit., pp.87-91; Neff, op.cit., pp.24-26; "US Attitude Toward the Palestine Problem: Letter from President Roosevelt to The King of Saudi Arabia, April 5, 1945" in Ralph H. Magnus, ed., Documents on the Middle East, Wash. D.C., 1969, p.144.
- (\(\tilde{\Pi}\)) Cohen, op.cit., pp.45-50; Steven L. Spiegel, The Other Arab-Israeli Conflict: Making America's Middle East Policy, from Truman to Reagan, Chicago & London, 1985, pp.19-24; Neff, op.cit., pp.28-30.
- (2) Kenneth R. Bain, *The March to Zion: United States Policy and the Founding of Israel*, College States & London, 1979, chap.3; Neff, *op.cit.*, pp.31-35; Cohen, *op.cit.*, pp.52-59.
- (S) Cohen, op.cit., chap.8; Khouri, op.cit., pp.31-32.
- (云) Cohen, op.cit., pp.60-67, & chaps.5-6; Wm Roger Louis, The British Empire in the Middle East 1945-1951: Arab Nationalism, the United States, and Postwar Imperialism, Oxford, 1984, pp.397-438; Ovendale, op.cit., pp.103-108; Neff, op.cit., pp.36-41; Khouri, op.cit., pp.34-36; "Anglo-American Committee of Inquiry" in Reich, op.cit., pp.59-62.
- (S) Memoirs of Harry S. Truman, Vol.2, New York, 1956, pp.152-153.
- (♥) Caplan, op.cit., pp.141-148.
- (%) Cohen, op.cit., pp.147-170, & chap.9; Louis, op.cit., pp.439-463; Ovendale, op.cit., pp.108-113; Neff, op.cit., pp.44-45.
- (%) Pappé, *op.cit.*, pp.17-32; Louis, *op.cit.*, pp.260-268; Cohen, *op.cit.*, pp.260-268; Khouri, *op.cit.*, pp.43-47; "Summary of the Report of U.N.S.C.O.P." in Laqueur & Rubin, *op.cit.*, pp.92-95.
- (%) Pappé, *op.cit.*, pp.33-40; Khouri, *op.cit.*, pp.48-49.
- (云) Cohen, *op.cit.*, pp.238-259; Louis, *op.cit.*, pp.473-477; Khouri, *op.cit.*, pp.52-53.
- (\mathfrak{B}) Cohen, op.cit., pp.277-284; Louis, op.cit., pp.478-484; Khouri, op.cit., pp.50-51.

- <u>29</u> Neff, op.cit., pp.51-52; "UNGA Resolution 181(II)" in Reich, op.cit., pp.62-76
- (\mathfrak{G}) Cohen, *op. cil*., pp.284-300; Pappé, *op. cil*., pp.41-46; Louis, *op. cil*., pp.484-489; Bain, *op. cil*., pp.179-182; Khouri, *op. cil*., pp. 圧力と宣伝を、私がホワイトハウスで受けたことは他になかった。」Truman, op.cit., p.158 54-56. この時のユダヤ・ロビーによる圧力について、トルーマンは次のように述べている――『私がこの際に受けたほど大きな
- (중) Cattan, op.cit., chap.IV section 2, & chap. VI sections 3-4.
- (3) Pappé, op.cit., pp.65-73; Cohen, op.cit., pp.301-306; Khouri, op.cit., pp.57-60
- (3) Pappe, op.cit., pp.54-56; David Ben-Gurion, Israel: A Personal History, New York & Tel Aviv, 1971, pp.67-72 (ℜ) Cohen, op.cit., pp.301-321, & 325-331; Pappé, op.cit., pp.73-79 & 102-108
- (35) Cohen, op. cit., pp.345-364; Louis, op. cit., pp.495-513; Bain, op. cit., pp.183-192; Spiegel, op. cit., pp.30-34; Neff, op. cit., pp. 57-61; "Report by the Policy Staff on Position of the United States With Respect to Palestine" in Foreign Relations of the United States (FRUS), 1948, Vol.V, Washington, D.C., 1976, pp.546-554.
- (%) Pappé, op.cit., pp.79-86; Cohen, op.cit., pp.335-344.
- (\Re) Cohen, *op.cit*, pp.364-373; Louis, *op.cit*., pp.516-523.
- (ℜ) Cohen, op.cit., pp.322-325 & 331-334; Pappé, op.cit., pp.122-132.
- (\Re) Cohen, *op.cit.*, pp.375-381; Louis, *op.cit.*, pp.514-515 & 523-526.
- (Φ) "Declaration of the Establishment of the State of Israel" in Reich, φ.cit., pp.76-78; Ben-Gurion, φ.cit., pp.79-82
- (年) "Memorandum of Conversation by Secretary of State" in FRUS, 1948, Vol.V, pp.972-977
- (42)"The Secretary of State to Mr. Eliahu Epstein at Washington, D.C." in *ibid.*, pp.992-993. その書簡は、 節として、「合衆国は暫定政府を新しいイスラエルの事実上の当局として承認する」とした。 大統領の声明の
- (公) りの段、Cohen, op.cit., pp.381-390; Louis, op.cit., pp.526-529; Ovendale, op.cit., pp.130-133
- (\(\frac{4}{3}\)) Cattan, op.cit., pp.95-104.
- (45) Pappé, op.cit., pp.108-113; Khouri, op.cit., pp.70-73; ハイム・ヘルツォーグ、滝川義人訳、『図解 国からレバノン進攻まで』 原書房、一九九〇年、八-一二、四〇―四一頁、田上四郎、『中東戦争全史』原書房、一九八一年、 三〇一三一頁、の諸データを比較検討した。 中東戦争 イスラエル建
- <u>46</u> Pappé, op.cit., pp.137-139; Khouri, op.cit., pp.73-75; "UNSC Resolution 50" in Ruth Lapidoth & Moshe Hirsch, eds., The

- (\(\frac{1}{4}\)) Pappé, op.cit., pp.139-141; Khouri, op.cit., pp.73-77; Ben-Gurion, op.cit., pp.130-145
- (\Pi) Papp\(et al. \), pp.143-153; Khouri, op.cit., pp.77-79; Howard M. Sachar, A History of Israel: From the Rise of Parties on June 28, 1948" in FRUS, 1948, Vol.V, pp.1152-1154. to Our Time, New York, 1976, pp.327-330; "Text of Suggestions Presented by Count Bernadotte, at Rhodes, to the Two
- (4) Ben-Gurion, op.cit., p.214.
- (S) Sachar, op.cit., pp.330-336; Khouri, op.cit., pp.80-81; Ben-Gurion, op.cit., pp.215-223
- (51) ヘルツォーグ、前掲書、七○─八一頁。
- (公) Pappé, op. cit., pp.157-163; Louis, op. cit., pp.547-550; Khouri, op. cit., pp.81-82; "Progress Report of the UN Mediator in Palestine" in FRUS, 1948, Vol.V, pp.1401-1406.
- (3) Pappé, op.cit., chap.6; Khouri, op.cit., pp.83-84.
- (舌) "UNGA Resolution 194(III)" in Reich, *op.cit.*, pp.79-81. Pappé, *op.cit.*, pp.195-199 参照"
- (55) Khouri, *op.cil.*, pp.85-89; Sachar, *op.cil.*, pp.339-342; ヘルツォーグ、前掲書、八二—九一頁(イスラエル軍によるでっちあ
- (5) Pappē, op. cit., pp.168-174; Louis, op. cit., pp.554-562; Khouri, op. cit., pp.89-92; Ben-Gurion, op. cit., pp.299-311
- (5) Louis, op.cit., pp.564-571; Sachar, op.cit., pp.342-347; Khouri, op.cit., pp.92-95; Michael J. Cohen, Fighting World War Three from the Middle East: Allied Contingency Plans, 1945-1954, London, 1997, pp.111-113; ヘルツォーグ、前掲書、九
- Khouri, op.cit., pp.96-97; Cohen, Fighting..., pp.120-122; ヘルツォーグ、前掲書、一〇一頁。
- Pappé, op.cit., chap.7; Khouri, op.cit.,pp.95-98; Sachar, op.cit., pp.347-350; "Armistice Agreements (1949)" in Reich, op.
- (3) Pappé, op.cit., chap.9; Khouri, op.cit., pp.293-294.
- Neff, op.cit., pp.62-77; 田上、前掲書、五八―六一頁。難民について、ベン=グリオンは、自伝のなかで彼らはアラブ高等委 員会の指示で自発的に退去した等と述べている(Ben-Gurion, *op.cit.*, pp.72-73)。たしかに、戦闘の初期に避難した富裕層に ついてはそういうことも可能だが、その後の難民は前述のダレット計画等に基づくアラブ追放政策による犠牲者である

(Pappé, op.cit., chap.3. Benny Morris, The Birth of the Palestine Refugee Problem, 1947-1949, Cambridge, UK, 1987和 物監)°

- (3) Khouri, op.cit., p.99; M.E. Yapp, The Near East since the First World War, London & New York, 1991, pp.99-100 & 144-145.
- (3) Truman, op.cit., p.133.
- (\$) Ibid., p.156.
- (B) Bain, op.cit., p.201.